

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
に当り
その日
の翌日)

目 次

- ◆訓 令 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(職員厚生課)
- ◆告 示 保険医等の登録(保険課)
- ◆告 示 保険薬局の指定の辞退(〃)
- ◆告 示 土地改良区の役員の就退任(四件)(農村整備課)
- ◆告 示 土地改良区の定款の変更の認可(〃)
- ◆告 示 土地改良事業の工事の完了(二件)(〃)
- ◆告 示 保安林の指定の解除予定(六件)(森林保全課)
- ◆告 示 開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)
- ◆公 告 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(中小企業課)
- ◆正 誤 平成二年二月鳥取県告示第二百二十六号中訂正

訓 令

鳥取県訓令第十一号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程(昭和五十六年三月鳥取県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項を次のように改める。

2 産業医は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下に定める者とする。

第三十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に必要があると認めるときは、職員以外の者(医師に限る。)を審査金の委員に任命することができる。

別表第三中

地 方 機 関	産 業 医
一 東部県税事務所、東部福祉事務所、 身体障害者更生相談所、計量検定所、 鳥取地方農林振興局、鳥取農業改良 普及所、鳥取土木事務所	職員厚生課長が医 師である所属職員 のうちから指名す る者

区	分	産業医
一本庁、東部県税事務所、東部福祉事務所、身体障害者更生相談所、計量検定所、鳥取地方農林振興局、鳥取農業改良普及所、鳥取土木事務所		鳥取県職員診療所に勤務する地方職員共済組合鳥取県支部所属の医師

に改める。

附則

この訓令は、平成五年五月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
及川俊彦	鳥医第四、六六九号	平成五年四月十二日
仲博子	鳥薬第八四三号	平成五年四月十三日

鳥取県告示第四百十一号

次のとおり保険薬局の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	辞退の効力発生年月日
くすだ薬局卯垣支店	鳥取市卯垣二二八―二四	平成五年五月七日

鳥取県告示第四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり西部土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事	湯原嘉徳	米子市諏訪二四三
〃	西村隆	米子市諏訪三五一一
〃	湯原成	米子市諏訪一八一一一
〃	須山克己	米子市諏訪二〇三
〃	長谷川薫	米子市諏訪五三六
〃	野口辰己	米子市八幡二二二
〃	田守薫	米子市八幡五七三一
〃	高田信夫	米子市八幡六七三一二
〃	田辺肇	米子市福市一三〇
〃	中谷博文	米子市福市一五七
〃	内藤良	米子市福市七〇一
〃	伊塚浩	米子市福市一二六四
〃	杉村純一	米子市別所一一八一
〃	諸田知明	米子市別所一〇〇七
〃	西田光雄	西伯郡岸本町大殿一四六四
〃	長谷川明男	西伯郡岸本町大殿一一六二
〃	影山清久	西伯郡岸本町大殿六四七

〃	影山忠嗣	西伯郡岸本町大殿三一六
〃	高塚一男	西伯郡岸本町大殿六五八
〃	大島武夫	西伯郡岸本町坂長八四三一
〃	山浦喜隆	西伯郡岸本町坂長九二六
〃	小村弘彦	西伯郡岸本町坂長一七七〇
〃	杉原芳治	西伯郡岸本町坂長一八二八
〃	美甘恭雄	西伯郡岸本町岩屋谷二一三
〃	宅野岩男	西伯郡岸本町岩屋谷三八五一一
〃	岩田功	西伯郡会見町諸木八二
監事	末次覚人	米子市八幡二二八
〃	本田弘	米子市福市七九二
〃	和田亮	西伯郡岸本町坂長一二三三七

平成五年四月一日就任 任期第一回総代会まで

鳥取県告示第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 飴野久嘉 鳥取市湖山町北一―二四二

” 河西正治 鳥取市南隈三二

” 川戸稔 八頭郡河原町大字袋河原二七一

” 松岡篤男 八頭郡河原町大字布袋三二二八

” 山根正則 鳥取市円通寺八七三

” 宮脇準一 鳥取市長谷五一八

” 山岡義男 鳥取市倭文四二〇

” 玉田定寿 鳥取市上味野二五二―一

” 半田正弘 鳥取市朝月五三

” 藤原広幸 鳥取市野寺二四―一

” 中山藤一 鳥取市服部二四六―一

” 前田義夫 鳥取市古海八三三―六

” 高村光輝 鳥取市晚稲二三九

” 古田幸雄 鳥取市西品治五五八

” 影井正美 鳥取市湖山町南一―三二八

” 宮本正 鳥取市足山一八〇

” 奥田稔 鳥取市賀露町八四六

” 上山国男 鳥取市安長三五九

” 荻本茂 八頭郡河原町大字長瀬二〇六

” 高田善次郎 鳥取市横枕三四一

” 浦浜隆 鳥取市賀露町八七八

平成五年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 飴野久嘉 鳥取市湖山町北一―二四二

” 河西正治 鳥取市南隈三二

” 川戸稔 八頭郡河原町大字袋河原二七一

” 近藤栄次 八頭郡河原町大字布袋三二二―一

” 山根正則 鳥取市円通寺八七三

” 宮脇準一 鳥取市長谷五一八

” 前田信男 鳥取市倭文四七三

” 玉田定寿 鳥取市上味野二五二―一

” 坂本稔 鳥取市下味野三三八

” 藤原広幸 鳥取市野寺二四―一

” 中山藤一 鳥取市服部二四六―一

” 前田義夫 鳥取市古海八三三―六

” 細田康隆 鳥取市安長三二一

” 古田幸雄 鳥取市西品治五五八

” 影井正美 鳥取市湖山町南一―三二八

” 影井治実 鳥取市岩吉二二五

” 村上一雄 鳥取市賀露町八三〇

” 半田正弘 鳥取市朝月五三

” 近藤孝雄 鳥取市菖蒲二七五

” 山根美佐雄 鳥取市湖山町北一―三六二

” 今崎彦道 鳥取市布施四六三

平成五年四月一日就任 任期四年

鳥取県告示第四百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり丹比土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	坂本好秋	八頭郡八東町大字中三〇〇
"	稲田馨	八頭郡八東町大字北山三七九
"	大平安雄	八頭郡八東町大字用呂一〇四九
"	大平哲男	八頭郡八東町大字用呂三九三
"	宮城君昭	八頭郡八東町大字用呂一二七〇
"	矢部登貴平	八頭郡八東町大字用呂一二五六
"	山根重男	八頭郡八東町大字富枝一二六
"	太田章太郎	八頭郡八東町大字富枝三一七
"	大久保昌夫	八頭郡八東町大字富枝二六七
"	田中文海	八頭郡八東町大字志谷七四九
"	小林勇	八頭郡八東町大字志谷六五七
"	山根行久	八頭郡八東町大字志谷六五四
"	藤田晴雄	八頭郡八東町大字中一〇二八
"	藤田博道	八頭郡八東町大字中一〇四九
"	山本設男	八頭郡八東町大字北山二二二

監事 山根弘巳 八頭郡八東町大字用呂七五二

" 矢部義広 八頭郡八東町大字富枝一二五

" 浜 豊 八頭郡八東町大字中一一七

平成五年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	山本設男	八頭郡八東町大字北山二二二
"	田中浅三	八頭郡八東町大字北山四五
"	大平安雄	八頭郡八東町大字用呂一〇四九
"	大平哲男	八頭郡八東町大字用呂三九三
"	宮城君昭	八頭郡八東町大字用呂一二七〇
"	矢部登貴平	八頭郡八東町大字用呂一二五六
"	山根重男	八頭郡八東町大字富枝一二六
"	山根隆信	八頭郡八東町大字富枝一二七
"	大久保昌夫	八頭郡八東町大字富枝二六七
"	田中文海	八頭郡八東町大字志谷七四九
"	小林勇	八頭郡八東町大字志谷六五七
"	川尻晋	八頭郡八東町大字志谷六六一
"	藤田晴雄	八頭郡八東町大字中一〇二八
"	藤田博道	八頭郡八東町大字中一〇四九
監事	坂本好秋	八頭郡八東町大字中三〇〇
"	山根弘巳	八頭郡八東町大字用呂七五二
"	山根嘉久	八頭郡八東町大字富枝二七七
"	浜 豊	八頭郡八東町大字中一一七

平成五年四月一日就任 任期三年

鳥取県告示第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市四ヶ村堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	生田裕宣	米子市兼久一一七
〃	深田重治	米子市兼久五六
〃	斉木光昌	米子市石井七八二
〃	斉木利夫	米子市石井七二七
〃	佐藤堯昌	米子市奥谷四五三
〃	瀬尾鹿寿	米子市奥谷九〇九
〃	渡辺 衛	米子市日原四八一
〃	青砥 衛	米子市日原四二一
監事	来海照雄	米子市兼久一三四
〃	斉木則男	米子市石井七二九
〃	遠藤敏延	米子市奥谷六四三
〃	斎藤卓巳	米子市日原四〇八

平成五年四月十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	生田裕宣	米子市兼久一一七
〃	深田重治	米子市兼久五六
〃	斉木利夫	米子市石井七二七
〃	齋木正一	米子市石井八二四
〃	佐藤 成	米子市奥谷七四五
〃	佐藤幸雄	米子市奥谷七五四
〃	青砥 衛	米子市日原四二一
〃	田中尋美	米子市日原四五四
監事	来海照雄	米子市兼久一三四
〃	齋木則男	米子市石井七二九
〃	遠藤敏延	米子市奥谷六四三
〃	斎藤卓巳	米子市日原四〇八

平成五年四月十二日就任 任期四年

鳥取県告示第四百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、日南町土地改良区の定款の変更を平成五年四月二十三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体 久米土地改良区 大栄町 赤碓町	土地改良総合整備事業（一般）高城地区画整理 土地改良総合整備事業（一般）西高尾地区農業用排水、農道整備、区画整理及び客土 土地改良総合整備事業（一般）船上山地区ほ場整備	工事完了年月日 平成四年十二月十日 平成五年三月十日 昭和六十一年七月三十日
-------------------------------	--	---

鳥取県告示第四百十八号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称 県営ほ場整備事業北谷地区区画整理	工事完了年月日 平成五年三月二十日
-------------------------------	----------------------

鳥取県告示第四百十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市白兔字白浜六八八の一五
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第四百二十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市横原字鱒谷奥一二三六の一・一二三七次一（以上二筆について
次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥
取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十
六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市白兔字白浜六九三の五一

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百二十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大坂字椎ノ木坂一四七の二、一四七の四、一四八（

次の図に示す部分に限る。）、字丸山一五六の二、一五六の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高濱二一六四の六二一

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百二十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字八河谷字ソフ平五五七から五五九まで・五五九の

一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年三月二十九日 鳥取県指令受都計三一二第二十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市古豊千字上道端

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市古豊千四九六一六

高橋 俊

高橋 福子

鳥取県告示第四百二十六号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年一月十三日 鳥取県指令受倉土維十第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東伯町大字八橋字崩し及び字東下河原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市河原町一七七〇

有限会社稲井豊平金物機工

代表取締役 稲井範行

公 告

平成4年度第4四半期（1月～3月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成5年4月30日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 平成4年度第4四半期内に「出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	8月以内のもの	8月を超え6月以内のもの	6月を超え9月以内のもの	9月を超え12月以内のもの	合計
件数	0	1	1	0	2

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出（以下「法3条等届出」という。）がされた日から地元説明終了の日まで
- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5

条等届出」という。)がされた日から法第7条第1項の規定による
 届告を行った日(届告を行わない場合は、同項の期間が満了する日)
 まで

2 平成5年3月31日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	法3条等届出以後地元説明終了のもの	地元説明終了後法5条出以後鳥取県大規模小売店舗審議会の意見聴取終了以前のもの	意見集約中	鳥取県大規模小売店舗審議会での審議中のもの	合計	
件数	1	0	0	2	1	4

正 誤

平成二年二月鳥取県告示第百二十六号(保安林の指定予定について)中
 次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

- 頁 十一
- 段 下
- 行 三
- 誤 立木の伐採の限度
- 正 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

頁 十一
 段 下
 行 後ろから七

誤 立木の伐採の限度
 正 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種